

総務常任委員会会議録

令和5年6月6日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、茂内副委員長
山田委員、柳田委員、杉崎委員、山上委員、青木委員、小泉委員、岸本委員、
天利議長

説明者 野崎総務部長、鳥海税務収納課長、大平主幹、前田主査、内藤主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第32号 寒川町町税条例の一部改正について

午前9時02分 開会

【黒沢委員長】 改めまして、皆様、おはようございます。ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件に入ります。次第をお配りしておりますけれども、次第のとおり進めさせていただきます。

本日の総務常任委員会の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第32号 寒川町町税条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 早速ではございますが、付託議案1の議案第32号 寒川町町税条例の一部改正についての審査をお願いいたします。説明につきましては、鳥海税務課長よりご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 鳥海税務収納課長。

【鳥海税務収納課長】 おはようございます。それでは、議案第32号 寒川町町税条例の一部改正についての説明をさせていただきます。本議案は、本会議において総務部長からご説明申し上げましたとおり、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則が改正されたことに伴い、寒川町町税条例の一部を改正するものでございます。今回は個人の町民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に関する規定を改正いたしますが、改正箇所が多いことから具体的な説明の前に、資料1 税務収納課寒川町町税条例及び同条例施行規則の一部改正の概要についてにより、その概要から説明させていただきます。当該資料の1ページ……。

【黒沢委員長】 暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第32号についての説明を続けてお願いいたします。

鳥海税務収納課長。

【鳥海税務収納課長】 不手際により時間を空費いたしまして、大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明を続けさせていただきます。では、資料1 税務収納課寒川町町税条例及び同条例施行規則の一部改正の概要についてをご覧ください。1、住民税関係をご覧ください。住民税に関する改正は、個人の住民税の均等割額に森林環境税額が含まれる旨を定めるものでございます。2、軽自動車関係をご覧ください。軽自動車税に関する改正の1点目は、一定の要件を満たす電動キックボードが特定小型原動機付自転車、以後、特定小型と申し上げます。として区分されることに伴う改正で、ミニカーにかかる規定である、第29条第1号エにおいて特定小型を除く旨を定めるものでございます。その下は、寒川町町税条例施行規則の一部改正に関するものですが、関連するものでございますので、資料5 税務収納課寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則にて説明させていただきます。

当該資料のタブレット2ページをご覧ください。原動機付自転車につきましては、特定小型と一般原動機付自転車、以後、一般と申し上げます。に分けられます。一般は、特定小型以外の原動機付自転車ですので、これまでの標識である第45号様式が一般用となります。

タブレット3ページをご覧ください。特定小型用の標識につきましては、形状が一般のものとは異なることから、第45号様式の2として新たに加えます。その形状は、10センチ角、標識の地の塗色は白、文字の塗色は紺色といたします。

資料1 税務収納課寒川町町税条例及び同条例施行規則の一部改正の概要についてにお戻りください。軽自動車税に関する改正の2点目は、種別割のグリーン化特例に関する改正で、軽課Aと軽課Bが令和8年度分まで延長され、軽課Cが令和7年度まで延長されたことに伴う条文の整理でございます。なお、対象となる軽自動車税や減額の割合に変更はございません。

3点目は、環境性能割に関する改正で、特定期間が経過し環境性能割を1%減額する措置に関する規定が不要となったことから、これを削るものでございます。

2ページ、3、固定資産税、都市計画税関係をご覧ください。1点目は、DV等被害者を保護するため、固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものを閲覧に供し、納税証明書や固定資産課税台帳に記載される事項の証明書、以後、記載事項証明書と申し上げます。に、住所に代わる事項の記載したものを交付しなければならないとなったことなどから、資料に記載の5つについて手数料に関する規定を定めるものでございます。2点目は、地方税法、以後、法と申し上げます。における項ずれに伴って引用条文を改める条文の整理でございます。3点目は、長寿命化工事が行われた特定マンションに対する固定資産税の減額の割合を3分の1と定めるものでございます。

以上が改正内容の概要でございます。

それでは、改正の詳細について新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表1ページをご覧ください。第8条の改正とページ下段の27条の2の2と2ページの27条の2の3を加える改正は、関連するものでございますので、一括してご説明いたします。まず、この改正を行う背景について、資料2 税務収納課閲覧交付の手数料にかかる改正の背景等についてによりご説明いたします。当該資料の1、法改正をご覧ください。この改正の背景には、法改正と条例内の取扱いの不統一があります。まず法改正で

すが、1、不動産登記法の改正にありますように、不動産登記法第119条第6項が定められ、登記書は、DV等被害者から申出があったときは、登記事項証明書に住所に代わる事項を記載しなければならなくなりました。なお、米印にありますように、住所に代わる事項は、委任を受けた弁護士等の事務所、被害者支援団体等の住所、あるいは法務局の住所などでございます。そして、(2)地方税法の改正①にありますように、法第382条第2項が改められ、登記所は不動産登記法第119条第6項の申出を受けた場合は、10日以内にその旨及び住所に代わる事項などを市町村長に通知しなければならなくなり、②にありますように、法第382条の4が定められ、市町村長は、固定資産課税台帳を閲覧に供し、または納税証明書や記載事項証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳や証明書の住所が登記書から通知があったものの住所であるときは、住所に代わる事項を記載したものを閲覧に供し、または交付しなければならなくなりました。これは、閲覧に供する固定資産課税台帳や証明書を印刷する際に、住所の部分を本当の住所ではなく住所に代わる事項に書き換えて印刷しなければならなくなったということでございます。そして③にありますように、本当の住所を記載した固定資産課税台帳や証明書の閲覧や交付と、住所を住所に代わる事項に書き換えた固定資産課税台帳や証明書の閲覧や交付は地方税法上別のものであるため、住所に代わる事項を記載したものの閲覧や交付についても手数料に関する規定を定めなければいけなくなりました。

次に、背景の2点目の条例内の取扱いの不統一についてですが、2、条例内の取扱いの不統一にありますように、改正前の寒川町町税条例においては、納税証明書には、手数料については、寒川町手数料条例の定めるところによる旨を定める規定がございますが、固定資産課税台帳の閲覧と記載事項証明書の交付には、その規定がないという取扱いの不統一が生じておりました。なお、これは固定資産課税台帳の閲覧、納税証明書や記載事項証明書の交付のいずれについても、手数料の規定自体は手数料条例に定められており、それに基づいて徴収しているという点では同じなのですが、納税証明書についてだけ町税条例に手数料条例に定めるところによる旨の規定があり、不統一が生じているということでございます。

それでは、条文の改正内容について新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表1ページ第8条をご覧ください。第8条に第3項として1項を加える改正は、同条第2項に規定する納税証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの手数料に関する規定を定めるもので、その手数料については、当該納税証明書の交付手数料の例による、つまり納税証明書と同じ方法で徴収する旨を定めるものでございます。

1ページ下段、27条の2の2をご覧ください。第27条の2の2を加える改正ですが、まず第1項において、法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料に関する規定を定めます。ここでは納税証明書と同様に具体的な金額などは規定せずに、手数料条例の定めるところによる旨を定めます。そして第2項において、第1項の固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧の手数料に関する規定を定めます。その手数料については、固定資産課税台帳の閲覧の手数料の例による、つまり固定資産課税台帳の閲覧と同じ方法で徴収する旨を定めます。なお、第1項の括弧書き中の同条第1項ただし書の規定による措置とは、DV等被害者について住所の削除、住所に代わるものとして市町村長が適当と認める事項の記載、これらのほかに市町村長が適当と認める措置のことで、登記所からの通知とは関係なく、市町村で把握しているDV等被害者について市町村の判断で行う保護措置のことで

ございます。また、第1項ただし書の法第416条第3項または第419条第8項の規定により、公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しないという部分では、いわゆる納税義務者の縦覧期間中の閲覧は手数料を徴しない旨を定めるものでございます。

納税義務者の縦覧期間中の閲覧については、これまでも手数料を徴しない取扱いをしておりましたが、今回固定資産課税台帳の閲覧に関する規定を加えることから、改めて明記するものでございます。

新旧対照表2ページ、27条の2の3をご覧ください。第27条の2の3を加える改正ですが、まず第1項において、法第382条の3に規定する記載事項証明書の交付手数料に関する規定を定めます。ここでも具体的な金額などは規定せずに、手数料条例の定めるところによる旨を定めます。そして、第2項において、第1項の証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付手数料に関する規定を定めます。その手数料については、記載事項証明書の交付手数料の例による、つまり記載事項証明書と同じ方法で徴収する旨を定めます。なお、第1項の括弧書き中の同条ただし書の規定による措置は、先ほどご説明いたしました第27条の2の2第1項括弧書き中の措置と同じものでございます。

それでは、その他の改正について新旧対照表に沿ってご説明いたします。新旧対照表1ページにお戻りください。中段の第17条をご覧ください。第17条第1項を改める改正は、令和6年度分から個人の町民税の均等割額と併せて森林環境税額を賦課徴収することから、均等割額に森林環境税額が含まれる旨を定めるものでございます。なお、税額は一律1,000円で、町内に住所を有する個人に対して課税するものでございます。

新旧対照表2ページ、第27条の2の2をご覧ください。「第27条の2の2」を「第27条の2の4」とする改正は、先ほどご説明しました2条を加えるために繰り下げるものでございます。

第29条第1号エを改める改正ですが、特定小型の要件は、車体の大きさは長さ190センチ、幅60センチ以下であること、原動機として定格出力が0.6キロワット以下の原動機を用いること、時速20キロ以上を超える速度を出すことができないこと、走行中に最高速度の設定を変更することができないこと、オートマチックトランスミッション機構が取られていること、最高速度表示灯が備えられていることとありますが、特定小型には、定格出力が0.6キロワット以下のものを対象とする第29条1号アの2,000円が適用されますが、特定小型のうち3輪以上で定格出力が0.25キロワットを超え0.6キロワット以下であるものについては、今回の改正を行わないと同号エにも該当してしまうことから、同号エから特定小型を除く旨を定め、特定小型が同号アにしか該当しないようにするものでございます。

新旧対照表3ページ、制定附則第11項をご覧ください。制定附則第11項の第3号から第7号までを改める改正は、固定資産税等の課税標準の特例を定める法附則第15条において、1項を削る改正があったことに伴い、引用している条項を改める条文の整理でございます。制定附則第11項に9号として1号を加える改正は、法附則第15条の9の3において、長寿命化を行った特定マンションに対する固定資産税を減額するわがまち特例が定められたことから、その減額率を3分の1と定めるものでございます。この改正につきましては、資料3 税務収納課長寿命化工事が行われたマンションに対する固定資産税の減額についてにより詳しくご説明いたします。

当該資料の1、施策の目的をご覧ください。この施策は、長寿命化工事が適切に行われないと周囲への大きな悪影響や除却の行政代執行などの行政負担が生じることから、減額措置を創設して必要な積立

金の確保や適切な長寿命化工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しすることを目的に、令和5年度税制改正に盛り込まれたものでございます。

2、対象マンションをご覧ください。この減額の対象となるマンションは、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションで、その要件につきましては、資料4 税務収納課マンション長寿命化促進税制の要件によりご説明いたします。

当該資料の上段の枠をご覧ください。特定マンションには2種類ございます。1つ目は、資料中の④の1、管理計画認定マンションで、これはマンションの管理に関する計画が認定基準に適合すると神奈川県知事から認定を受けた管理認定マンションのうち、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げたマンションで、2つ目は、資料中の④の2助言または指導に係る管理者等の管理組合に係るマンションで、これは神奈川県から長期修繕計画に係る助言または指導を受けて長期修繕計画の作成または見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったマンションです。特定マンションの要件としては、要件の①から③までの全てに該当し、④の1または④の2のいずれかに該当し、かつ下の長寿命化工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までに完了しているマンションということになります。

それでは、資料3 税務収納課長寿命化工事が行われたマンションに対する固定資産税の減額についてにお戻りください。減額の内容についてご説明いたします。3、減額の内容をご覧ください。減額は、長寿命化工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度1年度分の固定資産税に限ります。当該特定マンションにかかる区分所有に係る家屋に係る固定資産税額が対象で、その減額の割合は3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定めることとなっております。

最後に、減額する割合を3分の1とした点についてご説明いたします。4、減額する割合の検討をご覧ください。この減額については、わがまち特例であることから、最も少なくても6分の1の減額、最も多くても2分の1の減額、この範囲内で市町村が割合を定めることができますが、参酌基準以外の割合を適用する場合は、財政的に厳しいので参酌基準よりも減額を少なくする施策を推進しなければならない特別の事情があるため、参酌基準よりも減額を多くするというように、それなりの理由が必要となります。この減額については、住宅施策の主管課である都市計画課に意見照会したところ、(1)のとおり、当該施策にかかる問合せや相談等もなく、本町においてマンション管理にかかる問題も特段生じている状況ではないとの理由により、参酌基準の3分の1が適正である旨の回答を受けており、税務主管課である当課においても、(2)のとおり、固定資産税の税率を標準税率である1.4%としていることから、本町は超過税率を適用しなければならないような財政上その他必要があると認められる場合には該当していないことから、この減額についても標準である参酌基準の3分の1が適正であると考えており、(3)のとおり、両課の意見が一致したことから、条例に定める割合を3分の1といたしました。なお、築20年以上が経過しており総戸数が10戸以上であるマンションは、町内に17棟ございますが、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げた管理認定マンションや、神奈川県から助言または指導を受けて長期修繕計画が一定の基準に適合することとなった助言または指導に係る管理者等の管理組合に係るマンションはございませんので、現時点ではこの減額の対象となるマンショ

ンはございません。

それでは、他の改正の説明をいたします。新旧対照表3ページ下段、制定附則第12項をご覧ください。第12項の改正は、後にご説明いたします改正において、項を削ったり繰り上げたりする改正があることから、それに伴い引用条文を改める条文の整理でございます。

新旧対照表4ページ、制定附則14項をご覧ください。14項を削る改正は、令和3年度分のグリーン化特例に関する規定を削るために行うものでございます。

新旧対照表5ページ、制定附則第15項をご覧ください。第15項の改正は、種別割をおおむね75%軽減する軽課を令和8年度分まで延長するための条文の整理でございます。令和4年度分の内容を削り、令和8年度分まで延長するための条文の整理を図り、同項を第14項といたします。なお、この軽課につきましては、これまで地方税法において自家用の乗用のものと自家用の乗用以外のものを別々の項に規定していたため、町税条例においても制定附則第15項と第16項に分けて規定しておりましたが、地方税法において1つの項にまとめる改正がありましたので、町税条例においても、これに倣って改正後の第14項のとおり1つの項にまとめ、不要となった第16項を削るものでございます。

新旧対照表6ページ、制定附則17項をご覧ください。第17項の改正は、種別割をおおむね50%軽減する軽課を令和8年度分まで延長させるための条文の整理でございます。令和4年度分の内容を削り、令和8年度分まで延長するための条文の整理を図り、同項を第15項といたします。制定附則第18項の改正は、種別割をおおむね25%軽減する軽課を令和7年度分まで延長させるための条文の整理でございます。令和4年度分の内容を削り、令和7年度分まで延長するための条文の整理を図り、同項を第16項といたします。制定附則第19項から21項までを2項繰り上げる改正は、第14項と第16項を削ったことに伴う条文の整理でございます。

新旧対照表7ページ、制定附則22項をご覧ください。22項を削る改正は、特定期間が経過し当該期間に取得された軽自動車の環境性能割を1%減額する措置に関する規定が不要となったことから、削るものでございます。

制定附則第23項から28項までを3項繰り上げる改正は、制定附則第14項、第16項及び第22項を削ったことに伴う条文の整理でございます。

続きまして、改正附則です。附則第1項は、施行期日を定めるものでございます。この条例は、公布の日から施行いたしますが、同項第1号から第3号までに掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行いたします。第1号では、第29条第1号エに掲げる3輪以上のものから特定小型を除く改正規定、附則第4項の軽自動車税に関する経過措置の施行日を令和5年7月1日とし、第2号では、均等割額に森林環境税額が含まれる旨を定める第17条第1項の改正規定附則第2項の町民税に関する経過措置の施行日を令和6年1月1日とし、第3号では、住所に代わる事項を記載したものの閲覧や交付の関係で改正を行った第8条に1項を加える改正規定及び第27条の2の2を第27条の2の4とし、第27条の2の次に2条を加える改正規定の施行日を、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日、すなわち令和6年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、町民税に関する経過措置で、均等割額に森林環境税額が含まれるのは令和6年度分以後の年度分の個人の町民税で、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による旨を

定めるものでございます。

附則第3項は、固定資産税に関する経過措置で、別段の定めがあるものを除き新条例の規定中、固定資産税に関する部分は令和5年度分以後の年度分の固定資産税に適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による旨を定めるものでございます。

新旧対照表8ページ、改正附則第4項をご覧ください。改正附則第4項から第6項までは、軽自動車税に関する経過措置で、第4項は、条例第29条第1号エに掲げる3輪以上のものから特定小型を除く旨を定める規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による旨を定めるもので、第5項は、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の寒川町町税条例附則第22項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例により1%の減額を適用する旨を定めるものでございます。

第6項は、新条例附則第12項及び第14項から第16項までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による旨を定めるものでございます。

説明は以上です。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いいたします。質疑はありませんか。

小泉委員。

【小泉委員】 1点確認を取らせていただきたいのが、住所に代わる事項のところでございます、通常これはDV被害者等ですと、一般的にはここだと通常今までだと、住民票だとか、その辺りで閲覧制限がかかると、役場に来て手続すればというような何かしら申請してという形だったと思うんですけど、今回この改正が行われて閲覧制限に関しては、別にわざわざ納税関係のところにもその方が来て手続をしなくても、住民票等の閲覧制限がかかったところで自動的に同じように変わるというような認識でいいのかということと、あとそれ以外に住所に代わる事項ではなく、住所そのものがどうしても載ってしまうものというのは町税関係のところでも何かまだ残っているのかどうか、その2点をお尋ねいたします。

【黒沢委員長】 鳥海税務課長。

【鳥海税務収納課長】 まず1点目の住民票関係について、手続をしなくてもいいのかという点ですが、こちらについては、基本的には必要となります。あくまでも登記所で登記事項証明書に住所が載っては困るよという方が届出をする、その情報がこちらに来て固定資産税関係の証明書等にそれが反映されるという仕組みになっておりますので、その他のものにも及ぶというものはございません。

2点目は、固定資産税関係で住所に記載されるようなものが残るかという点でございますが、今の登記所からの流れのものについては、地方税法上で限定されているところでもありますけれども、先ほどご説明したただし書のところで、町長が必要と認めれば保護する措置が取れることになっておりますので、そういった部分でカバーできますので、全てにおいてこちらでDV被害者と把握できれば保護する措置を講じることはできます。

以上です。

【黒沢委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。大変にご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託されました議案は質疑まで終了となりました。この後討論、採決の予定となっておりますけれども、討論のための休憩は必要でしょうか。このまま進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 じゃ、このまま進めさせていただきます。

これより討論に入ります。議案第32号 寒川町町税条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これもちまして総務常任委員会を終了いたします。大変にありがとうございました。

午前9時49分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 9月 27日

委員長 黒沢 善行